

連絡書 (No.18)

令和6年3月25日

市内 居宅介護支援事業所
地域包括支援センター 御中
特定福祉用具販売事業所

福祉用具貸与・購入の選択制について

令和6年度より福祉用具貸与・購入の選択制が導入されるにあたり、特定福祉用具購入費支給申請における取り扱いについて以下のとおり周知いたします。

1. 購入可能となる種目

| 種目 | 備考 |
|--------|--|
| スロープ | 敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの |
| 歩行器 | 車輪・キャスターがついている歩行車は除く |
| 歩行補助つえ | カナディアンクラッチ、ロフトランドクラッチ、プラットホームクラッチ、多点杖に限る |

2. 申請方法

申請方法及び提出書類に変更はありません。

3. 留意事項

原則以下の種目に限り、再購入及び複数個の購入を認めます。

| 種目 | 要件 |
|--------|--|
| スロープ | 利用者の日常生活範囲において必要な場合 (リビングや寝室の出入口など段差が複数ある等) |
| 歩行補助つえ | 本人の身体状況から必要な場合 (2本ないと歩行が安定しない等) |

※購入の際は、再購入または複数個購入が必要な理由を具体的にご記入ください。

例)・〇〇(疾病)の影響により、両手で杖を使用しないと歩行が安定しないため、2本必要となる。

・〇〇(疾病)の影響により、すり足歩行であり段差で躓くと危険。リビング、寝室、トイレの各出入口の段差解消のためスロープが3個必要となる。

※その他の種目については、従来どおり原則再購入不可となります。

4. その他

国のQ&A(抜粋)を添付しますので、必要に応じてご確認をお願いいたします。

【問合せ】

所沢市福祉部介護保険課 給付担当
TEL 04-2998-9420
FAX 04-2998-9410
Email a9420@city.tokorozawa.lg.jp